

独立行政法人住宅金融支援機構中期計画

前文

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。

この目的を踏まえ、機構は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣及び財務大臣から指示を受けた平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を以下のとおり定め、この中期計画に定めた事項を確実に実施することとする。

中期計画を実施するに当たっては、効率性、透明性の高い業務運営を行うため、PDCA(計画・実施・点検・改善)の徹底を始めとした経営管理の体制整備を図るとともに、市場の実態、生産性等を反映した戦略的な経営資源の配分を実現し、自立的な経営の実現を図ることとする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営の効率化

独立行政法人として設立する趣旨を踏まえ、機構の機能と責任を明確にするとともに、意思決定の迅速化を図り、生産性の高い効率的な業務運営が行われるよう、継続的に事務や組織のあり方について点検を行い、機動的に見直しを実施する。

2. 一般管理費等の低減

(1) 一般管理費(退職手当を除く人件費を含む。)については、業務運営全体の効率化、計画的な人員管理を図ることにより、平成 18 年度の住宅金融公庫の一般管理費(機構が権利及び義務を承継した財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)に係る一般管理費を含む。)に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減する。

(2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その縮減を徹底する。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務について、外部の有識者の知見を活用する等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。

- (3)証券化支援業務に係る経費率(事務関係費、債券発行関係費等の合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の最終年度において0.30%以下とするように努める。
- (4)直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る経費率(事務関係費、債券発行関係費等の合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の最終年度において0.35%以下とするように努める。

3. 業務・システム最適化

- (1)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施するとともに、業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を策定し、実施する。
- (2)業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。
- (3)最適化計画については、業務運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにし、外部の専門的知見を有する者の意見も踏まえ、原則として平成19年度末までのできる限り早期に策定・公表する。
- (4)職員のITリテラシー向上、内部人材のレベルアップを図るため、研修等を実施する。

4. 入札及び契約の適正化

- (1)国における公共調達の適正化に向けた取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、入札及び契約手続の適正化を推進する。
- (2)随意契約の基準を定め、ホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一定額以上の随意契約についてホームページ上で公表する。

5. 業務の点検

機構の経営管理の体制を整備し、四半期毎に年度計画についての内部点検を実施する。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図る。

6. 積極的な情報公開

業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる

べき措置

機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援又は補完するための次に掲げる業務を実施することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。特に、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進する。

業務の実施に際しては、外部の有識者等の意見等を業務に活かしつつ、住宅の建設等に必要な資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図るとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力する。

また、国民に対して質の高いサービスを提供する観点から、多様な資金調達方法の中から最適なものを選択するよう努める。

さらに、住宅・金融市場に関する調査研究を行い、その結果を各業務に活用する。

1. 証券化支援業務

(1) 総論

- ① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。
- ② 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。)の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上に配慮する。
- ③ 優良住宅取得支援制度の普及と積極的な利用を図るため、消費者等への十分な周知を行う。
- ④ 住宅性能表示制度等との連携を通じ、住宅ローン利用者の負担を軽減しつつ業務運営の効率化を図る。
- ⑤ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。

(2) 買取型の証券化支援業務

金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、金融機関に対する住宅ローン債権の買取りに係る提示金利が可能な限り低くなるよう、次に掲げる取組を推進することにより、業務に必要な資金の調達コストの低減、業務運営の効率化等に努める。

- ① MBSを信用補完するために超過担保として充当していた既往の住宅ローン債権が枯渇することに対応し、新たな信用補完方式の導入を図るなど、市場関係者がMBSの

信用力やキャッシュフローの分析を適切に実施できるよう、そのニーズ・意見を踏まえながら、MBSの発行の枠組みの見直しを推進し、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も効率的、かつ安定的に調達するよう努める。

- ② 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。
- ③ 買取型の証券化支援業務の対象となる住宅ローンの商品性については、資金の主要な調達手段がMBSの発行であることの特性を踏まえた上で、住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するよう、適宜適切な見直しを行う。
- ④ MBS市場に参入する投資家及び買取りの対象となる住宅ローンを取り扱う金融機関の範囲を拡大するため、投資家及び金融機関のニーズを踏まえ、MBSの発行の多様化に努める。
- ⑤ MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る償還履歴情報等について、ホームページ等の多様な手段により情報発信・広報活動を行う。
- ⑥ 電子申請による事前審査の実施など、証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。

(3)保証型の証券化支援業務

金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、特定債務保証等の料率が可能な限り低くなるよう、業務運営の効率化等に努めるとともに、次に掲げる取組を推進する。

- ① 住宅ローンの証券化に取り組む金融機関による特定債務保証の利用を促進するため、金融機関の要望する様々な証券化の枠組みに対応できるよう、適宜適切な業務の仕組みの見直しに努める。その際、中小金融機関のニーズにも対応できるよう配慮する。
- ② 住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するため、保証型の証券化支援業務の対象となる住宅ローンについて、適宜適切な見直しを行う。

2. 住宅融資保険業務

- (1) 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで(保険金を支払わない場合は、その決定をするまで)の標準処理期間を30日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。
- (2) 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。(その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値40%を達成するよう努める。)
- (3) 実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関

のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。

- (4) 住宅融資保険の付保の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上に配慮する。

3. 住情報提供業務

- (1) 業務や調査研究を通じて蓄積した情報等を活用するとともに、良質な住宅の設計・建設等のためのガイドラインを策定し、消費者、住宅関連事業者等に対して、以下の情報提供を積極的に行う。
 - ① ホームページ、各種セミナー等を通じて行う、金利タイプに応じた特性等の住宅ローンに関する情報提供
 - ② ホームページ、各種セミナー、技術相談等を通じて行う、良質な住宅の設計・建設等に関する情報提供
- (2) 国、地方公共団体等の行う良好な居住環境を整備するための施策に協力し、消費者等に対する情報提供を実施する。
- (3) 消費者等からの住宅に関する相談に適切に対処するため、電話や面談等に的確に対応し、消費者等へのサービスの充実を図る。
- (4) 住情報提供業務に関するホームページのアクセス件数について、中期目標期間の最終年度において年間 500 万件以上を目指す。
- (5) セミナー等の参加者へのアンケート調査を実施し、80%以上の者から肯定的な評価を得る。

4. 住宅資金融通業務

- (1) 民業補完の趣旨を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ政策的に重要度の高い次に掲げる融資について業務を行う。
 - ① 国民生活の安定を図るための、工事審査委託等の地方公共団体との適切な連携を通じた、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資
 - ② 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資
 - ③ 子育て世帯及び高齢者世帯の居住の安定化を図るための、一定の居住面積やバリアフリー性能を有するなど子育て世帯及び高齢者世帯に適した賃貸住宅の建設等並びに高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資
 - ④ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法(昭和 46 年法律第 92 号)の規定による財形住宅に係る融資
- (2) 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策

に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。

- (3) 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。

- ① マンション共用部分改良融資 13 日
- ② 子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資 45 日
- ③ 高齢者住宅改良融資 14 日
- ④ 財形住宅融資 14 日

- (4) 平成 19 年 3 月 31 日までに住宅金融公庫法(昭和 25 年法律第 156 号)に基づき申込みを受理した融資等についても、廃止前の住宅金融公庫法等の規定の例により、適切に実施する。

5. 団体信用生命保険等業務

- (1) 証券化支援業務や住宅資金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に債務充当・弁済の負担を負わせることのないよう、保険金等により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する団体信用生命保険等業務を行う。当該業務を実施するに当たっては、業務運営の一層の効率化に努める。
- (2) 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、保険料の料率の見直し等を行う。

Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 収支改善

- (1) 既往債権管理勘定については、既往の住宅ローン債権の証券化等により調達した資金を活用して財政融資資金の繰上償還を実施し、中期目標期間の最終年度までに所要額が全て措置されることを前提に、国からの補給金を廃止できるよう単年度収支の改善を図る。

また、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開するとともに、財政融資資金の繰上償還に関する情報を官報により公表するよう措置する。

- (2) 既往債権管理勘定以外の勘定については、証券化支援業務等の適切な実施、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成する。
- (3) 証券会社との折衝等を通じ、MBSの発行に要する引受手数料等の経費を削減することにより、業務に必要な資金の調達コストの低減に努める。

2. 繰越損失金の低減

繰越損失金が発生している勘定については、その発生要因、処理方策及びスケジュール

を明確にし、既往債権管理勘定以外の勘定全体で第二期中期目標期間の最終年度までにその解消を目指す。

3. リスク管理の徹底

- (1) 機構の各部署において各種リスクを的確に管理するとともに、これらを総合的に管理する体制の整備等を通じて、リスク管理機能を強化する。
- (2) 信用リスクに適切に対応するため、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム水準等を計測し、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定債務保証等の料率の見直しを行う。
- (3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローンの融資と調達した資金の償還期間等の整合性を適切に確保するため、証券化や金利スワップ取引を活用した金利リスクのヘッジ等により、適切なALM(資産・負債総合管理)を実施する。
- (4) 既往債権管理勘定に係る債権管理を適切に行い、適切な方法により選定する債権回収会社への委託等により、回収率の改善やリスク管理債権の処理を推進するとともに、既往の住宅ローン債権の証券化等により、財政融資資金の着実な償還を行う。
- (5) 個人向けの住宅ローン債権については、借入者の個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権を削減する。特に、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。また、借入者の生活再建の円滑化に向け、返済困難者や被災者等の返済相談及び返済条件の変更を適切に行う。
- (6) 事業者向けの債権については、継続的に各事業の財務内容を把握するとともに、個別の管理を強化することにより、延滞債権を削減する。
- (7) 既往債権管理業務については、平成 18 年度末の住宅金融公庫のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ、中期目標期間の最終年度までに20%以上削減する。
- (8) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を1.5%以内に抑制する。
- (9) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を0.1%以内に抑制する。
- (10) 住宅ローン債権の回収業務の委託先については、経営状況等を適切に把握するとともに、万一委託先が破綻した場合には、業務の引受けが円滑に行われるよう事務処理の整備等の体制構築を図る。
- (11) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施する。

4. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別表1のとおり

(2) 収支計画

別表2のとおり

(3) 資金計画

別表3のとおり

IV 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

13,000 億円

(2) 想定される理由

- ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金
- ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

北五条宿舎(札幌市)、額新第二宿舎(金沢市)の処分を計画

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

該当なし

2. 人事に関する計画

- (1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について 10%以上削減する。

(参考) 期初の常勤職員数 1,049 人

期末の常勤職員数見込み 940 人

- (2) 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)を踏まえ、平成 18 年度の住宅金融公庫の人件費(機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。)を基準に、平成 19 年度から平成 22 年度までの4年間に於いて、4%以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

- (3) 効果的な研修の実施等による職員の専門性の向上を図るとともに、業務の質・量に対

応した適正な人員配置を機動的に行う。

- (4) 必要に応じ、多様な採用方法、雇用形態を活用することにより、証券化ローンの商品企画・マーケティング、高度なALM(資産・負債総合管理)、IT等、専門性が高い業務に対応可能な能力を備えた人材を確保する。

3. 積立金の使途

保証協会から承継した資産に係る積立金のうち、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成19年政令第30号)附則第5条第3項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府補給金	568,200
政府交付金	182,125
政府出資金	264,600
財政融資資金借入金	150,000
民間借入金	1,384,613
住宅金融支援機構債券	14,176,476
住宅金融支援機構財形住宅債券	769,116
住宅金融支援機構住宅地債券	364,820
買取債権回収金	2,458,649
貸付回収金	21,157,181
業務収入	7,013,507
その他収入	617,577
計	49,106,864
支 出	
業務経費	1,166,783
証券化支援業務関係経費	281,533
住宅融資保険業務関係経費	15,075
財形住宅資金貸付業務関係経費	8,929
住宅資金貸付等業務関係経費	680,035
既往債権管理業務関係経費	181,211
買取債権	11,000,000
貸付金	2,048,606
借入金等償還	28,500,702
支払利息	6,050,847
一般管理費	25,936
人件費	57,094
その他支出	687,791
計	49,537,760

【人件費の見積り】

期間中総額44,293百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,586,578
経常費用	7,586,578
資金調達費用	5,867,328
保険引受費用	671,151
役務取引等費用	256,471
その他業務費用	112,743
営業経費	208,135
その他経常費用	470,750
特別損失	-
収益の部	7,257,562
経常収益	7,257,562
資金運用収益	6,507,913
保険引受収益	545,142
役務取引等収益	14,387
政府補給金収益	189,300
その他経常収益	820
特別利益	-
純利益（又は純損失）	△ 329,016
目的積立金取崩額	131,735
総利益（又は総損失）	△ 197,281

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	20,486,048
買取債権取得による支出	11,000,000
貸付けによる支出	2,048,606
人件費支出	57,094
その他業務支出	1,311,466
その他支出	6,068,882
投資活動による支出	461,221
財務活動による支出	28,500,702
民間長期借入金の返済による支出	1,248,865
債券の償還による支出	6,526,442
財政融資資金借入金の返済による支出	20,570,457
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	154,938
次年度への繰越金	1,397,373
資金収入	
業務活動による収入	31,650,299
買取債権の回収による収入	2,458,649
貸付金の回収による収入	21,157,181
買取債権利息収入	1,214,375
貸付金利息収入	5,230,539
その他業務収入	770,046
政府補給金収入	568,200
未収財源措置予定額収入	378,900
その他の政府補給金収入	189,300
政府交付金収入	182,125
その他収入	69,185
投資活動による収入	346,940
財務活動による収入	17,019,836
民間短期借入金の純増額	131,068
民間長期借入金の借入れによる収入	1,253,545
債券の発行による収入	15,220,623
財政融資資金借入金の借入れによる収入	150,000
政府出資金収入	264,600
前年度よりの繰越金	1,828,269

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【証券化支援勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
政府補給金	-
政府交付金	-
政府出資金	264,600
財政融資資金借入金	-
民間借入金	131,068
住宅金融支援機構債券	10,948,600
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	2,458,649
貸付回収金	-
業務収入	1,228,578
その他収入	75,868
計	15,107,362
支 出	
業務経費	293,222
証券化支援業務関係経費	293,222
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	11,000,000
貸付金	-
借入金等償還	2,371,651
支払利息	859,995
一般管理費	10,358
人件費	23,214
その他支出	257,788
計	14,816,229

【人件費の見積り】

期間中総額18,018百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
費用の部	1,262,785
経常費用	1,262,785
資金調達費用	849,372
保険引受費用	5,091
役務取引等費用	172,557
その他業務費用	103,403
営業経費	78,647
その他経常費用	53,714
特別損失	-
収益の部	1,267,235
経常収益	1,267,235
資金運用収益	1,253,032
保険引受収益	9,210
役務取引等収益	1,733
政府補給金収益	-
その他経常収益	3,260
特別利益	-
純利益（又は純損失）	4,450
目的積立金取崩額	-
総利益（又は総損失）	4,450

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	12,118,028
買取債権取得による支出	11,000,000
貸付けによる支出	-
人件費支出	23,214
その他業務支出	234,819
その他支出	859,995
投資活動による支出	257,788
財務活動による支出	2,371,651
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	2,371,651
財政融資資金借入金の返済による支出	-
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	335,435
資金収入	
業務活動による収入	3,716,134
買取債権の回収による収入	2,458,649
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,214,375
貸付金利息収入	-
その他業務収入	14,203
政府補給金収入	-
未収財源措置予定額収入	-
その他の政府補給金収入	-
政府交付金収入	-
その他収入	28,907
投資活動による収入	46,961
財務活動による収入	11,275,507
民間短期借入金の純増額	131,068
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	10,879,839
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	264,600
前年度よりの繰越金	44,302

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【住宅融資保険勘定】

別表1 予算

（単位：千円）

区 分	金 額
収 入	
政府補給金	-
政府交付金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	36,596
その他収入	3,034
計	39,631
支 出	
業務経費	15,075
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	15,075
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,156
人件費	2,294
その他支出	-
計	18,525

【人件費の見積り】

期間中総額1,780百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	36,409
経常費用	36,409
資金調達費用	-
保険引受費用	31,657
役務取引等費用	50
その他業務費用	-
営業経費	4,703
その他経常費用	-
特別損失	-
収益の部	42,056
経常収益	42,056
資金運用収益	3,034
保険引受収益	38,988
役務取引等収益	-
政府補給金収益	-
その他経常収益	33
特別利益	-
純利益（又は純損失）	5,646
目的積立金取崩額	-
総利益（又は総損失）	5,646

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	18,525
買取債権取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	2,294
その他業務支出	16,231
その他支出	-
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	45,209
資金収入	
業務活動による収入	39,631
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	36,596
政府補給金収入	-
未収財源措置予定額収入	-
その他の政府補給金収入	-
政府交付金収入	-
その他収入	3,034
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
前年度よりの繰越金	24,104

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
政府補給金	-
政府交付金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	1,253,545
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	769,116
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	530,386
業務収入	111,387
その他収入	6
計	2,664,440
支 出	
業務経費	8,929
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	8,929
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	271,400
借入金等償還	2,301,865
支払利息	78,621
一般管理費	1,272
人件費	2,361
その他支出	-
計	2,664,448

【人件費の見積り】

期間中総額1,831百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	94,405
経常費用	94,405
資金調達費用	80,872
保険引受費用	-
役務取引等費用	3,598
その他業務費用	271
営業経費	7,855
その他経常費用	1,809
特別損失	-
収益の部	111,864
経常収益	111,864
資金運用収益	111,577
保険引受収益	-
役務取引等収益	253
政府補給金収益	-
その他経常収益	34
特別利益	-
純利益（又は純損失）	17,459
目的積立金取崩額	-
総利益（又は総損失）	17,459

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	362,311
買取債権取得による支出	-
貸付けによる支出	271,400
人件費支出	2,361
その他業務支出	9,929
その他支出	78,621
投資活動による支出	-
財務活動による支出	2,301,865
民間長期借入金の返済による支出	1,248,865
債券の償還による支出	1,053,000
財政融資資金借入金の返済による支出	-
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	5,996
資金収入	
業務活動による収入	641,779
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	530,386
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	111,100
その他業務収入	287
政府補給金収入	-
未収財源措置予定額収入	-
その他の政府補給金収入	-
政府交付金収入	-
その他収入	6
投資活動による収入	-
財務活動による収入	2,022,390
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	1,253,545
債券の発行による収入	768,845
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
前年度よりの繰越金	6,003

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
政府補給金	-
政府交付金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	150,000
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	1,327,876
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	273,561
買取債権回収金	-
貸付回収金	483,000
業務収入	1,250,275
その他収入	527,969
計	4,012,681
支 出	
業務経費	1,265,479
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	1,265,479
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	1,754,625
借入金等償還	216,805
支払利息	113,511
一般管理費	6,162
人件費	10,871
その他支出	411,968
計	3,779,421

【人件費の見積り】

期間中総額8,430百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
費用の部	1,422,508
経常費用	1,422,508
資金調達費用	128,321
保険引受費用	1,218,224
役務取引等費用	11,858
その他業務費用	9,194
営業経費	38,184
その他経常費用	16,727
特別損失	-
収益の部	1,292,937
経常収益	1,292,937
資金運用収益	210,529
保険引受収益	1,072,762
役務取引等収益	9,490
政府補給金収益	-
その他経常収益	156
特別利益	-
純利益（又は純損失）	△ 129,571
目的積立金取崩額	131,735
総利益（又は総損失）	2,163

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	3,350,736
買取債権取得による支出	-
貸付けによる支出	1,754,625
人件費支出	10,871
その他業務支出	1,471,729
その他支出	113,511
投資活動による支出	203,432
財務活動による支出	216,805
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	197,118
財政融資資金借入金の返済による支出	19,687
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	369,004
資金収入	
業務活動による収入	1,961,264
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	483,000
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	156,573
その他業務収入	1,295,154
政府補給金収入	-
未収財源措置予定額収入	-
その他の政府補給金収入	-
政府交付金収入	-
その他収入	26,537
投資活動による収入	299,979
財務活動による収入	1,742,989
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	1,592,989
財政融資資金借入金の借入れによる収入	150,000
政府出資金収入	-
前年度よりの繰越金	135,744

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成19年度～平成23年度）【既往債権管理勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
政府補給金	568,200
政府交付金	182,125
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	1,900,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	91,259
買取債権回収金	-
貸付回収金	20,143,795
業務収入	4,986,731
その他収入	10,701
計	27,882,812
支 出	
業務経費	181,211
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	181,211
買取債権	-
貸付金	22,581
借入金等償還	23,610,381
支払利息	4,998,720
一般管理費	9,916
人件費	18,354
その他支出	18,035
計	28,859,198

【人件費の見積り】

期間中総額14,234百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	5,369,654
経常費用	5,369,654
資金調達費用	4,808,764
保険引受費用	-
役務取引等費用	68,408
その他業務費用	12,309
営業経費	81,673
その他経常費用	398,500
特別損失	-
収益の部	5,142,654
経常収益	5,142,654
資金運用収益	4,937,744
保険引受収益	-
役務取引等収益	2,911
政府補給金収益	189,300
その他経常収益	12,699
特別利益	-
純利益（又は純損失）	△ 227,000
目的積立金取崩額	-
総利益（又は総損失）	△ 227,000

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	5,236,507
買取債権取得による支出	-
貸付けによる支出	22,581
人件費支出	18,354
その他業務支出	178,818
その他支出	5,016,755
投資活動による支出	-
財務活動による支出	23,610,381
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	2,904,673
財政融資資金借入金の返済による支出	20,550,770
簡易生命保険資金借入金の返済による支出	154,938
次年度への繰越金	641,729
資金収入	
業務活動による収入	25,891,552
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	20,143,795
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	4,971,121
その他業務収入	15,610
政府補給金収入	568,200
未収財源措置予定額収入	378,900
その他の政府補給金収入	189,300
政府交付金収入	182,125
その他収入	10,701
投資活動による収入	-
財務活動による収入	1,978,950
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	1,978,950
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
前年度よりの繰越金	1,618,115

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。